

令和7・8年度
建設コンサルタント業務等
入札参加資格審査申請の手引き

令和6年10月
湖北環境衛生組合

【目次】

1 資格審査の申請受付業種	1
2 申請資格	1
3 申請方法及び受付期間	2
4 入札参加資格者名簿の登載期間	2
5 提出書類について	2
6 申請用紙を入手するには	4
7 申請書等作成上の一般的な留意事項	4
8 申請書の記載要領及び添付書類	5
(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （測量・建設コンサルタント等）【様式第1号】	5
(2) 営業所一覧表【様式第2号】	8
(3) 測量等実績調書【様式第3号】	8
(4) 技術者経歴書【様式第4号】	8
(5) 現況報告書写し	9
(6) 登録証明書	9
(7) 財務諸表	9
(8) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）又は適格組合証明書の写し	9
(9) 市町村長が発行する身分証明書の写し	9
(10) 全建賞、土木・建築学会賞状の写し	9
(11) IS09001 認証取得に係る登録証及び付属書の写し	10
(12) 建築家賠償責任保険加入証明書の写し	10
(13) 納税証明書（写し可）	10
(14) 株主（出資者）調書【様式第5号】	12
(15) 健康保険等の加入状況調書【様式第6号】	12
(16) 暴力団員等に係る誓約書及び申請者名簿【様式第8号、別紙】	13
(17) 建設コンサルタント業務等入札参加資格調書（その1）【様式第9号】	13
(18) 建設コンサルタント業務等入札参加資格調書（その2）【様式第9号の2】	18
(19) 年間委任状【様式第10号】	18
(20) 営業所等の状況調書【様式第11号】	18
(21) 使用印鑑届【様式第12号】	19
(22) 印鑑証明書	19
〈その他〉	
◎審査完了通知の送付について	19
9 書類の綴り方	19
10 申請書提出後の留意事項	19

令和7・8年度

建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請のご案内

1 資格審査の申請受付業種

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
(土木工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務)
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務
(建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務)
- (4) 地質調査業務
(土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務)
- (5) 補償関係コンサルタント業務
 - ア 補償コンサルタント業務
(公共工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失の補償その他の見積りの業務)
 - イ 土地家屋調査業務
 - ウ 不動産鑑定評価業務
 - エ 計量証明業務
 - オ 司法書士業務

2 申請資格

次のいずれかに該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされ、当該期間を経過していない方
- (2) 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められる方
- (3) 入札参加資格審査に係る申請書等において重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった方
- (4) 納付すべき税（市町村税、県税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税）を滞納している方
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方
- (6) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険に未加入の方（保険の適用除外者を除く。）

※ 次の業務は、各号記載の登録を受けていなければ、資格審査を受けることができません。

(1) 測量業務 … 測量法第 55 条第 1 項の規定による測量業者登録

(注) 測量士登録だけではなく測量業者登録が必要です。

(2) 建築関係コンサルタント業務（設備を除く。） … 建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録

(3) 土地家屋調査業務 … 土地家屋調査士法第 8 条の規定による登録

(4) 不動産鑑定評価業務 … 不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条の規定による登録

(5) 計量証明業務 … 計量法第 107 条の規定による登録

(6) 司法書士業務 … 司法書士法第 8 条の規定による登録

3 申請方法及び受付期間

令和 6 年 11 月 18 日（月） から 令和 6 年 12 月 18 日（水）まで

注) 書留郵便等による提出のみ（当日消印有効）

※受付期間を過ぎて提出された申請は受理しませんので、ご注意ください。

重要

添付書類の郵送に当たり、未達等のトラブルを防止するため、書留郵便等（一般書留、簡易書留、レターパックプラス）で提出してください（宅急便は不可）。郵便局発行の書留郵便物受領証（ラベル控え）は、申請書類を提出したことを証明するものですので、大切に保管してください。

封筒は任意（会社の封筒可）のものとし、タテ書き・ヨコ書きは自由です。表面又は裏面に申請者の住所・商号又は名称を記載してください。

4 入札参加資格者名簿の登載期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

5 提出書類について

○：必須 △：該当者のみ 法人：法人に限る 個人：個人事業主に限る

書 類 名	土木関係建設コンサルタント 地質調査 補償コンサルタント		測量 土地家屋調査 不動産 鑑定 計量証明 司法書士	建築 設計	建築 設備 設計
	登録 業者 ※1	未登録 業者			
表紙	○	○	○	○	○
(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）【様式第 1 号】	○	○	○	○	○

(2) 営業所一覧表 【様式第 2 号】	○	○	○	○	○
(3) 測量等実績調書 【様式第 3 号】	○	○	○	○	○
(4) 技術者経歴書 【様式第 4 号】	○	○	○	○	○
(5) 現況報告書写し（直前 1 年分）	○	×	×	×	×
(6) 登録証明書（写し可）	×	×	○	○	×
(7) 財務諸表（直前 1 年分）	×	○	○	○	○
(8) 商業登記簿謄本又は適格組合証明書の写し	法人	法人	法人	法人	法人
(9) 市町村長が発行する身分証明書	個人	個人	個人	個人	個人
(10) 全建賞、土木・建築学会賞状の写し（該当者のみ、縮小写し）	△	△	△	△	△
(11) ISO9001 認証取得に係る登録証及び付属書の写し（県内業者のみ）（取得者のみ）	△	△	△	△	△
(12) 建築家賠償責任保険加入証明書の写し（加入者のみ）	×	×	×	△	△
(13) 納税証明書（写し可） ①税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書 【その 3 の 2】（個人）、【その 3 の 3】（法人）	○	○	○	○	○
②県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書【様式第 40 号の 4（ア）】 ※茨城県に納税義務がある方	△	△	△	△	△
③市町村が指定する納税証明書 ※組合構成市（石岡市、かすみがうら市、小美玉市）に納税義務のある方	△	△	△	△	△
(14) 株主（出資者）調書【様式第 5 号】	×	法人	法人	法人	法人
	※2				
(15) 健康保険等の加入状況調書 【様式第 6 号】	○	○	○	○	○
(16) 暴力団員等に係る誓約書及び申請者名簿 【様式第 8 号、別紙】	○	○	○	○	○
(17) 建設コンサルタント業務等入札参加資格調書（その 1）【様式第 9 号】	○	○	○	○	○
(18) 建設コンサルタント業務等入札参加資格調書（その 2）【様式第 9 号の 2】	○	○	○	○	○
(19) 年間委任状 【様式第 10 号】	△	△	△	△	△
(20) 営業所等状況調書【様式第 11 号】	△	△	△	△	△
(21) 使用印鑑届 【様式第 12 号】	△	△	△	△	△
(22) 印鑑証明書（写し可）	○	○	○	○	○

送付依頼書	△	△	△	△	△
行政書士等が代理申請を行う場合の委任状 (原本に限る。)	△	△	△	△	△

※1:「登録業者」とは、土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務に係る国土交通省（旧建設省）告示に基づく登録規程による登録を受けた方を指します。

※2:「株主（出資者）調書」は、現況報告書の写しに該当する事項が記載されている場合に限り省略することができます。

6 申請用紙を入手するには

組合ホームページからダウンロードできます。

<http://www.kohokukankyuu.jp/tender.htm>

7 申請書等作成上の一般的な留意事項

- (1) 申請書、調書及びその他の添付書類は、日本語で作成してください。
- (2) 申請書等に用いる漢字は、JIS 第一水準・第二水準に規定されているものに限ります。これ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に置き換えてください。
- (3) 申請書等は、ペン又はボールペン（黒色）で記載したもの若しくはパソコンで入力し印刷したものを提出してください。
- (4) 申請書等の提出部数は、各 1 部です。
- (5) 資格審査の基準日は、申請日の直前の決算日です。申請書には、当該決算日の状況を記載してください。ただし、決算が終了していないなど、特別な理由がある場合は、当該決算日が当該申請日の前 6 か月以内に限り当該決算日前 1 年以内の直近の決算日をもって基準日とすることができます。
- (6) 添付書類のうち官公署が行った証明書類については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前 3 か月以内に発行されたもの。）を提出してください。
- (7) 証明書類は、原本指定のあるもの及び代表者印を押印する必要のあるものを除いては、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸が A4 版以外の版形のもの、できる限り A4 版に拡大又は縮小してください。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えありません。
- (8) 書類等に不備がある場合には、書類等の補正及び再提出をしていただきます。なお、組合から通知された期間内に書類等の補正及び再提出がなされない場合、提出済み書類の範囲で審査を行います（入札参加資格が認められない場合もあります。）。
- (9) 提出された書類等は、入札参加資格が認められない場合であっても、返却はしません。
- (10) 入札参加資格申請において取得する個人情報、次のとおり利用します。
 - ア 入札参加資格の審査事務
 - イ 入札参加資格申請を行った者に対する指導監督等の事務

8 申請書の記載要領及び添付書類

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

【様式第1号】

この様式（及び営業所一覧表【様式第2号】、測量等実績調書【様式第3号】、技術者経歴書【様式第4号】）は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）の統一様式に準拠しています。当該統一様式により申請書を作成し、提出することもできます。

項目	記載要領																								
01 新規、更新	・記載する必要はありません。																								
02 受付番号 03 業者コード 04 申請者の規模の欄等	・様式上※に該当する項目は、記載しないでください。																								
05 適格組合証明	・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。																								
「令和 年度において、で行われる…」の欄 「年 月 日」の欄 「 殿」の欄	・「令和7・8年度において、湖北環境衛生組合で行われる…」と記載すること。 ・書類発送年月日を記載すること。 ・申請書提出先宛名は「湖北環境衛生組合管理者 殿」と記載すること。																								
06 本社（店）郵便番号 ～15 メールアドレス	次により左詰めで記載すること。 ・□□で表示された各枠内に1文字ずつかき書体（英字の場合は、ブロック体）で丁寧に、かつ、はみ出さないように記載すること。 ・フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」の欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナを記載する必要はありません。																								
06 本社（店）郵便番号	・本社又は本店の郵便番号を記載すること。																								
07 法人番号	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、平成28年1月1日から国税庁長官から指定・通知された番号（13桁）を記載すること（個人事業主は記載不要）。																								
08 本社（店）住所	・丁目、番地は省略し、「-（ハイフン）」により記載すること。																								
09 商号又は名称	・株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>株式会社</td> <td>有限会社</td> <td>合同会社</td> <td>合資会社</td> <td>合名会社</td> </tr> <tr> <td>略号</td> <td>（株）</td> <td>（有）</td> <td>（合）</td> <td>（資）</td> <td>（名）</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>協同組合</td> <td>協業組合</td> <td>企業組合</td> <td>財団法人 （※）</td> <td>社団法人 （※）</td> </tr> <tr> <td>略号</td> <td>（同）</td> <td>（業）</td> <td>（企）</td> <td>（財）</td> <td>（社）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	株式会社	有限会社	合同会社	合資会社	合名会社	略号	（株）	（有）	（合）	（資）	（名）	種類	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人 （※）	社団法人 （※）	略号	（同）	（業）	（企）	（財）	（社）
種類	株式会社	有限会社	合同会社	合資会社	合名会社																				
略号	（株）	（有）	（合）	（資）	（名）																				
種類	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人 （※）	社団法人 （※）																				
略号	（同）	（業）	（企）	（財）	（社）																				

	<p>※公益社団法人→（公社）、一般社団法人→（一社）、 公益財団法人→（公財）、一般財団法人→（一財）</p>
10 役職・代表者氏名 11 担当者氏名	<p>・記載する氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間を1文字空けて記載すること。なお、役職についてはフリガナは記載しないこと。</p>
12 本社（店）電話番号 13 担当者電話番号 14 本社（店）FAX 番号	<p>・市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないで記載すること。</p>
15 メールアドレス	<p>・当組合からの各種連絡等に対応できるアドレスを記載すること。 ※ <u>申請内容の不備等も連絡しますので、誤りのないよう記入してください。</u></p>
16 申請代理人	<p>・行政書士等が代理申請する場合に使用すること。 ・代理申請する場合には、委任状（様式任意。正本に限る。）を添付すること。 ・申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し、提出する場合は、本欄への記載は不要です。</p>
17 登録等を受けている事業	<p>・次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載すること。</p> <p>①測量業者…測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。</p> <p>②建築士事務所…建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。</p> <p>③建設コンサルタント…建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。</p> <p>④地質調査業者…地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。</p> <p>⑤補償コンサルタント…補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合。</p> <p>⑥不動産鑑定業者…不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。</p> <p>⑦土地家屋調査士…土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載すること）。</p> <p>⑧司法書士…司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。</p> <p>⑨計量証明事業者…計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。</p> <p>⑩その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記載すること。</p>
18 測量等実績高の各欄	<p>・金額は、千円単位で右詰めに記載し、いずれも消費税及び地方消費税を含まない額とすること（千円未満切り捨て）。</p> <p>・直前1年度分の決算が12か月である場合には、「②直前1年度分決算」の欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載し、12か月に満たない場合は、当該</p>

	<p>右欄に直前期の金額を、当該左欄に前々期の金額（満額）をそれぞれ記載し、「③直前1年度分決算合計実績高」の欄には、「前々期の金額×（12－直前期の月数）÷前々期の月数」により得た金額に直前期の金額を加えた金額（すなわち、12月分に換算した金額）を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。
19 有資格者数（人）	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する人数を右詰めで記載すること。 <p>①測量士と測量士補及び1級建築士と2級建築士の資格者のみ、同一人を重複計上することはできません。</p> <p>②「総合技術監理（地質を除く対象科目）」の欄には、選択科目が次に掲げるものである場合に限り計上することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設部門・・・「土質及び基礎」以外の選択科目 ・農業部門・・・「農業土木」に限る。 ・森林部門・・・「森林土木」に限る。 ・水産部門・・・「水産土木」に限る。 ・電気電子部門・・・全選択科目 ・機械部門・・・「流体工学」、「交通・物流機械、建設機械」、「機械設計」に限る。（情報工学部門、上下水道部門及び衛生工学部門は対象外です。） <p>③「総合技術監理（地質調査）」の欄には、選択科目が建設部門にあつては「土質及び基礎」、応用理学部門にあつては「地質」に限り計上することができます。</p>
20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門	<ul style="list-style-type: none"> ・記載する必要はありません。
21 自己資本額の各欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「①払込資本金」の欄には、法人にあつては払込済みの額（＝資本金）、個人にあつては0（ゼロ）を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金の合計額を記載すること。 ・「②準備金・積立金」とは、法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（退職手当積立金等）との合計額（ただし、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額、組合にあつては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額）を指します。 ・「直前決算時」及び「余剰（欠損）金処分」の各欄については、申請しようとする日の直前の決算により記載すること。個人にあつては、事業主貸勘定の額を記載すること。また、外資系企業の場合には、「①払込資本金」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。 ・いずれも千円単位（千円未満切り捨て）で記載すること。
22 損益計算書 23 貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・「22 損益計算書」「23 貸借対照表」は申請しようとする日の直前の決算により記載すること（千円単位／千円未満切り捨て）。

24 経営比率	・「24 経営比率」は記載する必要はありません。
25 外資状況	・外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3 のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは、100 パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれ指します。
26 営業年数等	・「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2 業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を排除した期間（1 年未満切捨て）を記載すること。
27 常勤職員の数の各欄	<p>・申請日の直近の決算日現在における職員数を記載すること。</p> <p>・「①技術職員」及び「②事務職員」の欄には、基準日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」の欄には、それ以外の職員の数を記載すること。また、「④計」の欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」の欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。</p> <p>・<u>常勤職員とは、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはその事業主を含み、社会保険料の納付対象者、定期・定額給与の支払対象者であること等をいう。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除きます。</u></p>

(2) 営業所一覧表【様式第2号】

- ア この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。
- イ 「営業所名称」の欄には、最初の行に本店を記載し、次行以降に本組合と常時契約を締結する支店等営業所の名称を記載してください。（営業所が本店のみである場合、本組合と常時契約を締結する営業所が本店である場合には、はじめの1行のみ記載してください。）
- ウ 支店等営業所を記載する場合に、名称欄には、商号又は名称を記載する必要はありません。

(3) 測量等実績調書【様式第3号】

- ア この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。
- イ 別の自治体に提出した調書で代用できます。

(4) 技術者経歴書【様式第4号】

- ア この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。
- イ 別の自治体に提出した調書で代用できます。

(5) 現況報告書写し（直前1年分）（※地方整備局「確認済」押印のもの）

ア 入札に参加を希望する業種のうち、建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出している方は、その確認印を受けた直前1年間の事業年度分に係る現況報告書の副本の写し（入札参加希望業種のうち複数の業種登録を受けている場合にはそのすべて）を提出してください。

なお、確認印を受けられないため、直前1年間の事業年度分に係る現況報告書の副本の写しが提出できない場合は、その前年度分に係るものを提出してください。

イ 提出する現況報告書の副本の写しを提出するのは、希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合とします。

ウ 現況報告書の副本の写しは、すべての記載事項について、鮮明に複写するように留意してください。

(6) 登録証明書（写し可）

前掲「2 申請資格」※印の各号に記載された区分に応じて、該当する登録通知書の写し又は登録証明書の写しを提出してください。（土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務の登録業者については、現況報告書の副本の写しの提出をもって、本書の提出に代えられますので、提出は不要です。）

(7) 財務諸表（直前1年分） ※（5）を提出した場合は省略可

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書（個人にあつては、これらに類する書類）をいいます。

(8) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明等）又は適格組合証明書の写し

ア 商業登記簿謄本又は適格組合証明書の写しは、法人に限り提出してください。

イ 適格組合証明書とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書をいい、申請者が当該組合である場合に提出してください。

(9) 市町村長が発行する身分証明書の写し

身分証明書は、個人事業主が申請する場合に限り、個人事業主本人の身分証明書を提出してください。

(10) 全建賞、土木・建築学会賞状の写し

賞状等に受賞者が記載されていない場合には、受賞者が特定できる参考資料（新聞記事等）の写しを賞状等の写しに添えて提出してください。

なお、過去 10 年以内の実績に限ります。

(11) IS09001 認証取得にかかる登録証及び付属書の写し

- ア IS09001 認証取得に係る書類は、県内業者で、該当する認証を申請日直前の決算日現在において取得している者に限り、提出してください。
- イ 「IS09001 認証」とは、JIS Q 9001 : 2000 (IS09001 : 2000) 又はこれらと一致する規格に基づく認証で、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が行うものをいいます。
- ウ 登録証及び付属書が外国語で表記されている場合には、日本語に翻訳したものを添付してください。

(12) 建築家賠償責任保険加入証明書の写し

建築家賠償責任保険加入証明書の写しは、建築関係建設コンサルタント業務に係る入札に参加を希望する方で、該当者のみ提出してください。

(13) 納税証明書（写し可）

- ア 納税証明書は、国税、県税、市町村税に係る 3 種類です。
- イ 申請者が法人か個人か、県内に営業所等を設けているか、組合構成市（石岡市、かすみがうら市、小美玉市）に営業所を設けているかによって添付しなければならない証明書が変わりますので、下表を確認の上、漏れがないよう十分ご注意ください。

<提出する納税証明書確認表>

本店又は営業所の有無		添付する納税証明書
県内	組合構成市（石岡市、かすみがうら市、小美玉市）内	
有	有	① 国税に未納が無いことの証明書 様式その 3 の 2（個人）又はその 3 の 3（法人） ② 県税に未納が無いことの証明書 様式第 40 号の 4（ア） ③ 市町村別納税証明書 一覧を確認の上、必要なものを添付
有	無	① 国税に未納が無いことの証明書 様式その 3 の 2（個人）又はその 3 の 3（法人） ② 県税に未納が無いことの証明書 様式第 40 号の 4（ア）
無	無	① 国税に未納が無いことの証明書 様式その 3 の 2（個人）又はその 3 の 3（法人）

- ① 全ての申請者は、税務署が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（その3の2（個人事業主）若しくはその3の3（法人））を提出する必要があります。
- ② 茨城県に納税義務のある申請者（茨城県内に営業所等を有する場合は、①に加えて、県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書（様式第40号の4（ア）A4サイズ）を提出してください。
- ③ 組合構成市（石岡市、かすみがうら市、小美玉市）内に営業所等を有する場合には、①及び②に加えて、各市の納税証明書の提出が必要となります。提出しなければならない納税証明書の詳細については、下記市別納税証明書一覧をご確認願います。

ウ 納税証明書は、申請日以前3か月以内の証明日のもの（写し可）を提出してください。

エ 証明書において未納があるとされている場合（分納中の場合を含む。）、参加資格審査を受けることができません。

オ インターネットを利用して、税務署から電子納税証明書を取得している場合には、上記書類に代えて、税務署発行の電子納税証明書の電子ファイルをCDに保存して提出してください。

電子納税証明書 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

<市別納税証明書一覧>

組合構成市（石岡市、かすみがうら市、小美玉市）に納税義務がある場合、国税県税に加えて、各市の納税証明書の提出が必要となります。以下の一覧表を確認して忘れずに提出してください。なお、納税証明書を取得する場合は、各市窓口にお問い合わせください。

市名	納税証明書
石岡市	〔個人〕（石岡市に納税義務がある場合） □完納証明書（市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、市・県民税（給与特徴）） 〔法人〕（石岡市に本店または営業所等を有する場合は） □完納証明書（法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市・県民税（給与特徴）） ※設立して間もないため課税されていない場合には、「法人の設立等に関する申告書」の写しを提出すること。）
かすみがうら市	〔個人・法人〕（かすみがうら市に納税義務がある場合は） □納税証明書その2（未納のない証明）
小美玉市	〔個人〕（小美玉市に納税義務がある場合は） □納税証明願（入札参加資格申請用）固定資産税、軽自動車税、市県民税、国民健康保険税
※税務担当窓口	

<p>において、「入札参加資格申請用」と記載されたものを取得してください。</p>	<p>〔法人〕（小美玉市に本店または営業所等を有する場合）</p> <p><input type="checkbox"/>納税証明願（入札参加資格申請用）法人市民税、固定資産税、軽自動車税</p> <p>※設立間もない法人で法人市民税が課税されていない場合には、法人の設立等に関する申告書の写しを提出すること。</p> <p>※窓口に様式が用意されていないので、小美玉市ホームページからダウンロードし、必要事項を記載押印の上、申請すること。</p>
---	--

(14) 株主（出資者）調書【様式第5号】

- ア 建設業法施行規則様式第14号に準じて作成してください。
- イ 個人の場合は、不要です。

(15) 健康保険等の加入状況調書【様式第6号】

建設コンサルタントの入札参加資格については、申請日直前の決算日現在での社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入が要件となるため、未加入の方は申請できません（適用除外者を除く）。

- ア「本社（店）電話番号」欄には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【様式第1号】に記載した「本社（店）電話番号」を記載すること。
- イ「法人番号」欄には、国税庁が通知した13桁の法人番号を記載すること（個人事業主は記載不要）。
- ウ「保険加入の有無」の欄（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）は、加入している場合は「1」、適用が除外される場合には「2」、未加入の場合は「3」をそれぞれ記載すること（未加入の場合は、申請できません。）。
- エ「1加入」を選択した場合は、必ず次の確認資料を添付すること。

(健康保険、厚生年金保険の確認資料) 次のいずれか

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（年金機構理事長印が押印されたもの）の写し
- ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る「領収証書又は証明書」の写し
- ・上記書類がない場合は、資格取得届（年金事務所の受付印押印のもの）の写し

(雇用保険の確認資料)

- ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」（事業主通知用）の写し（労働保険事務組合を通じて雇用保険に加入している場合は、組合発行の「労働保険成立証明書」、又は組合に提出した労働保険料等算定基礎賃金等の報告の控え及びこれにより報告した保険料納入に係る「領収通知書」等の写し）

【参考】適用除外者について

詳細については、管轄の年金事務所（社会保険、厚生年金保険）、ハローワーク（雇用保険）にお問合せください。

（健康保険、厚生年金保険の適用除外）

- ・従業員が4人以下の個人事業主、適用除外者（※1）しかいない事業所

※1 社会保険の適用除外者

70歳以上の者（厚生年金保険）、75歳以上の者（健康保険）、個人事業主とその家族など

（雇用保険の適用除外）

- ・同居の親族、1週間の所定労働時間が20時間未満の者、4か月以内の期間雇用者、学生など（※2）

※2 常勤の役員はもともと加入できない（対象外）。

上記の適用除外者を除いて、事業主や役員でない労働者が1人でも雇用されていれば雇用保険の加入義務が発生する。

(16) 暴力団員等に係る誓約書及び申請者名簿【様式第8号、別紙】

ア 本様式に必要事項を記載の上、申請者（事業者・役員）名簿を作成し、提出してください。

イ 本様式に記載された役員等については、茨城県警察に対して照会を行います。同意の無い場合には、入札参加資格審査を受けることができませんのであらかじめご了承ください。

ウ 警察に照会を行う上で、エラーが発生するため、表の中の事項は漏らさず記載してください。

(17) 建設コンサルタント業務等入札参加資格調書（その1）【様式第9号】

ア この様式については、下記記載要領に従って記載してください。

イ この様式は全部で3枚です。該当箇所を記載して提出してください。

ウ 1枚目の「住所」「商号又は名称」「代表者氏名」の欄には、押印は不要です。

エ 「建築家賠償責任保険」の欄には、入札参加希望業種として建築関係建設コンサルタントを希望する申請者にあつては、該当するコード（「0：未加入」又は「1：加入」。）を記載してください。なお、建築関係建設コンサルタント業務の入札参加を希望しない申請者にあつては、「0：未加入」と記載してください。

オ 2枚目の「入札参加希望業種（コード）年間実績」の欄に、業種コードによって記載する以外に、入札参加を希望する業種を申告する欄はありません。十分ご留意の上、記載してください。

カ 3枚目の「職員数」の各欄は、すべて常勤職員（審査基準日現在において、申請者と直接的な雇用関係にある者）のみを計上してください。

項 目	記載要領																																																																																																								
	<p>・□□□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記載する場合は、1カラムに1文字ずつかき書体で丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記載すること。</p>																																																																																																								
02 業者コード	<p>・最初の1カラムには、茨城県内に主たる営業所がある場合は「4」を、茨城県外に主たる営業所がある場合は「5」を記載すること。</p> <p>・次の6カラムは、入札参加資格者名簿に登載される業者コードとなるものであり、記載する必要はありません。</p>																																																																																																								
03 入札参加資格対象年度	<p>・入札参加申請をしようとする対象年度を、例えば令和7・8年度であれば <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black;">0</td><td style="width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black;">7</td><td style="width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black;">・</td><td style="width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black;">0</td><td style="width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black;">8</td></tr></table> のように記載する。</p>	0	7	・	0	8																																																																																																			
0	7	・	0	8																																																																																																					
04 商号又は名称（カタカナ）	<p>・カタカナで左詰めにし記載し、その際、濁点、半濁点は1文字として扱うこと。なお、株式会社（カブシキガイシャ）等法人の種類を表す文字は記載しないこと。</p>																																																																																																								
商号又は名称（漢字）	<p>・漢字で左詰めにし記載し、法人の場合は次の略号を用いて記載すること。</p> <p>株式会社＝（株） 有限会社＝（有） 合資会社＝（資） 合名会社＝（名） 協同組合＝（同） 協業組合＝（業） 企業組合＝（企）</p>																																																																																																								
05 代表者	<p>・姓と名の間を1カラム空けること。</p>																																																																																																								
06 所在地1（都道府県コード）	<p>・主たる営業所がある都道府県を次のコードから選んで記載すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>都道府県名</th> <th>コード</th> <th>都道府県名</th> <th>コード</th> <th>都道府県名</th> <th>コード</th> <th>都道府県名</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>茨城県</td><td>08</td><td>東京都</td><td>13</td><td>滋賀県</td><td>25</td><td>香川県</td><td>37</td></tr> <tr><td>北海道</td><td>01</td><td>神奈川県</td><td>14</td><td>京都府</td><td>26</td><td>愛媛県</td><td>38</td></tr> <tr><td>青森県</td><td>02</td><td>新潟県</td><td>15</td><td>大阪府</td><td>27</td><td>高知県</td><td>39</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>03</td><td>富山県</td><td>16</td><td>兵庫県</td><td>28</td><td>福岡県</td><td>40</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>04</td><td>石川県</td><td>17</td><td>奈良県</td><td>29</td><td>佐賀県</td><td>41</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>05</td><td>福井県</td><td>18</td><td>和歌山県</td><td>30</td><td>長崎県</td><td>42</td></tr> <tr><td>山形県</td><td>06</td><td>山梨県</td><td>19</td><td>鳥取県</td><td>31</td><td>熊本県</td><td>43</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>07</td><td>長野県</td><td>20</td><td>島根県</td><td>32</td><td>大分県</td><td>44</td></tr> <tr><td>栃木県</td><td>09</td><td>岐阜県</td><td>21</td><td>岡山県</td><td>33</td><td>宮崎県</td><td>45</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>10</td><td>静岡県</td><td>22</td><td>広島県</td><td>34</td><td>鹿児島県</td><td>46</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>11</td><td>愛知県</td><td>23</td><td>山口県</td><td>35</td><td>沖縄県</td><td>47</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>12</td><td>三重県</td><td>24</td><td>徳島県</td><td>36</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	茨城県	08	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37	北海道	01	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38	青森県	02	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39	岩手県	03	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40	宮城県	04	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41	秋田県	05	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42	山形県	06	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43	福島県	07	長野県	20	島根県	32	大分県	44	栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45	群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46	埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47	千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		
都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード																																																																																																		
茨城県	08	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37																																																																																																		
北海道	01	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38																																																																																																		
青森県	02	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39																																																																																																		
岩手県	03	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40																																																																																																		
宮城県	04	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41																																																																																																		
秋田県	05	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42																																																																																																		
山形県	06	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43																																																																																																		
福島県	07	長野県	20	島根県	32	大分県	44																																																																																																		
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45																																																																																																		
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46																																																																																																		
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47																																																																																																		
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36																																																																																																				
07 所在地2（市町村コード・県内業者）	<p>・茨城県内に主たる営業所がある者についてのみ、その所在市町村を次のコードから選んで記載すること。なお、茨城県外に主たる営業所がある者は記載しないこと。</p>																																																																																																								

	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
	水戸市	201	取手市	217	桜川市	231	大子町	364
	日立市	202	牛久市	219	神栖市	232	—	—
	土浦市	203	つくば市	220	行方市	233	美浦村	442
	古河市	204	ひたちね市	221	鉾田市	234	阿見町	443
	石岡市	205	鹿嶋市	222	つばめ市	235	河内町	447
	結城市	207	潮来市	223	小美玉市	236	—	—
	龍ヶ崎市	208	守谷市	224	—	—	八千代町	521
	下妻市	210	常陸大宮市	225	茨城町	302	—	—
	常総市	211	那珂市	226	大洗町	309	五霞町	542
	常陸太田市	212	筑西市	227	城里町	310	境町	546
	高萩市	214	坂東市	228	—	—	—	—
	北茨城市	215	稲敷市	229	東海村	341	利根町	564
	笠間市	216	かすみがうら市	230	—	—	—	—
所在地 2 (市区町村名・漢字・県外業者)	・茨城県外に主たる営業所がある者についてのみ、その所在市区町村名を漢字で左詰めにし記載すること。なお、茨城県内に主たる営業所がある者は記載しないこと。							
08 所在地 3 (大字名は漢字、丁目及び番地等はアラビア数字及びー (ハイフン))	・所在地で大字名は漢字を用いて、丁目及び番地等はアラビア数字及びー (ハイフン) を用いて、左詰めにし記載すること。							
09 郵便番号	・主たる営業所の郵便番号を記載すること。							
10 電話番号	・市外局番、局番及び番号をそれぞれー (ハイフン) で区切り、左詰めで記載すること。							
11 資本金	・個人の場合は「0」を、法人の場合は申請日の直前の決算日現在における資本金の額を千円単位 (千円未満は切り捨て) で右詰めにし記載すること。							
12 自己資本額	・資格審査の基準日直前の決算における自己資本の額 (個人である場合は期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額、法人である場合は、貸借対照表における資本金、新株式払込金 (又は新株申込証拠金)、資本剰余金、利益剰余金、任意積立金、土地再評価差額金、株式等評価差額金、自己株式、利益処分における準備金・積立金 (取崩しの場合は控除)、資本金及び次期繰越利益の額の合計額) を、千円単位 (千円未満切り捨て) で右詰めにし記載すること。							
13 営業年数	・建設コンサルタント業務等を開始した時から起算した資格審査の基準日までの年数を記載すること。なお、その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てること。							
15 営業所名称～	・主たる営業所が茨城県外にある者であって、当組合との契約を担当							

20 電話番号	<p>することとなる営業所が支店である場合のみ記載すること。</p> <p>・当組合との契約を担当する営業所が本店である場合は、記載不要。</p>																												
21 入札参加希望業種（コード）	<p>・次の業種コードから選択して記載すること。</p> <table border="1" data-bbox="582 331 1369 902"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>業 種</th> <th>コード</th> <th>業 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>測量</td> <td>52</td> <td>補償関係建設コンサルタント (不動産鑑定)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>土木関係建設コンサルタント</td> <td>53</td> <td>補償関係建設コンサルタント (土地家屋調査)</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>建築関係建設コンサルタント</td> <td>54</td> <td>補償関係建設コンサルタント (計量証明 (振動))</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>建築関係建設コンサルタント (設備に限る。)</td> <td>55</td> <td>補償関係建設コンサルタント (計量証明 (騒音))</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>地質調査</td> <td>56</td> <td>補償関係建設コンサルタント (計量証明 (濃度))</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>補償関係建設コンサルタント (補償コンサルタント)</td> <td>57</td> <td>司法書士</td> </tr> </tbody> </table>	コード	業 種	コード	業 種	11	測量	52	補償関係建設コンサルタント (不動産鑑定)	21	土木関係建設コンサルタント	53	補償関係建設コンサルタント (土地家屋調査)	31	建築関係建設コンサルタント	54	補償関係建設コンサルタント (計量証明 (振動))	32	建築関係建設コンサルタント (設備に限る。)	55	補償関係建設コンサルタント (計量証明 (騒音))	41	地質調査	56	補償関係建設コンサルタント (計量証明 (濃度))	51	補償関係建設コンサルタント (補償コンサルタント)	57	司法書士
コード	業 種	コード	業 種																										
11	測量	52	補償関係建設コンサルタント (不動産鑑定)																										
21	土木関係建設コンサルタント	53	補償関係建設コンサルタント (土地家屋調査)																										
31	建築関係建設コンサルタント	54	補償関係建設コンサルタント (計量証明 (振動))																										
32	建築関係建設コンサルタント (設備に限る。)	55	補償関係建設コンサルタント (計量証明 (騒音))																										
41	地質調査	56	補償関係建設コンサルタント (計量証明 (濃度))																										
51	補償関係建設コンサルタント (補償コンサルタント)	57	司法書士																										
年間実績	<p>・業種ごとに資格審査の基準日直前1年の売上高の実績高（消費税及び地方消費税を除く。）を千円単位（千円未満切り捨て）で記載すること。</p>																												
22 登録の種類	<p>・次の記号から選択し、「登録番号」とともに左詰めで記載すること。登録番号は、各種登録の業者固有番号のうち数字部分のみ記載すること。</p> <table border="1" data-bbox="582 1193 1369 1825"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>登 録 の 種 類</th> <th>記号</th> <th>登 録 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソ</td> <td>測量法第55条第1項の登録</td> <td>フ</td> <td>不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録</td> </tr> <tr> <td>コ</td> <td>建設コンサルタント登録規程第2条の登録</td> <td>カシ</td> <td>計量法第107条の登録 (環境振動測定)</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>建築士法第23条第1項の登録</td> <td>カソ</td> <td>計量法第107条の登録 (環境騒音測定)</td> </tr> <tr> <td>チ</td> <td>地質調査業者登録規程第2条の登録</td> <td>カノ</td> <td>計量法第107条の登録 (環境濃度測定)</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>補償コンサルタント登録規程第2条の登録</td> <td>シ</td> <td>司法書士法第8条の登録</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>土地家屋調査士法第8条の登録</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記号	登 録 の 種 類	記号	登 録 の 種 類	ソ	測量法第55条第1項の登録	フ	不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録	コ	建設コンサルタント登録規程第2条の登録	カシ	計量法第107条の登録 (環境振動測定)	ケ	建築士法第23条第1項の登録	カソ	計量法第107条の登録 (環境騒音測定)	チ	地質調査業者登録規程第2条の登録	カノ	計量法第107条の登録 (環境濃度測定)	ホ	補償コンサルタント登録規程第2条の登録	シ	司法書士法第8条の登録	ト	土地家屋調査士法第8条の登録		
記号	登 録 の 種 類	記号	登 録 の 種 類																										
ソ	測量法第55条第1項の登録	フ	不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録																										
コ	建設コンサルタント登録規程第2条の登録	カシ	計量法第107条の登録 (環境振動測定)																										
ケ	建築士法第23条第1項の登録	カソ	計量法第107条の登録 (環境騒音測定)																										
チ	地質調査業者登録規程第2条の登録	カノ	計量法第107条の登録 (環境濃度測定)																										
ホ	補償コンサルタント登録規程第2条の登録	シ	司法書士法第8条の登録																										
ト	土地家屋調査士法第8条の登録																												
23 建設コンサルタントの登録部門（コード）・年間実績	<p>・上記（「22 登録の種類」）で「建設コンサルタント」の登録をしている者についてのみ、次のコードから選択し、登録部門ごとの年間実績（消費税及び地方消費税を除いた千円単位（千円未満は切り捨て）の金額）とともに記載すること。</p>																												

	コード	登録部門	コード	登録部門																				
	01	河川、砂防及び海岸・海洋	12	造園																				
	02	港湾及び空港	13	都市計画及び地方計画																				
	03	電力土木	14	地質																				
	04	道路	15	土質及び基礎																				
	05	鉄道	16	鋼構造及びコンクリート																				
	06	上水道及び工業用水道	17	トンネル																				
	07	下水道	18	施工計画、施工設備及び積算																				
	08	農業土木	19	建設環境																				
	09	森林土木	20	機械																				
	10	水産土木	21	電気電子																				
	11	廃棄物																						
24 補償コンサルタントの登録部門（コード）・年間実績	<p>・上記（「22 登録の種類」）で「補償コンサルタント」の登録をしている者についてのみ、次のコードから選択し、登録部門ごとの年間実績（消費税及び地方消費税を除いた千円単位（千円未満は切り捨て）の金額）とともに記載すること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>登録部門</th> <th>コード</th> <th>登録部門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51</td> <td>土地調査</td> <td>55</td> <td>営業補償・特殊補償</td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>土地評価</td> <td>56</td> <td>事業損失</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>物件</td> <td>57</td> <td>補償関連</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>機械工作物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				コード	登録部門	コード	登録部門	51	土地調査	55	営業補償・特殊補償	52	土地評価	56	事業損失	53	物件	57	補償関連	54	機械工作物		
コード	登録部門	コード	登録部門																					
51	土地調査	55	営業補償・特殊補償																					
52	土地評価	56	事業損失																					
53	物件	57	補償関連																					
54	機械工作物																							
25 職員数	<p>・「総職員数」は、兼業を含む営業体の全ての職員の数を、「技術職員数」は「総職員数」の内数とし、建設コンサルタント業務等に携わる技術職員の数を右詰めで記載すること。また、測量士以下の資格者数は、測量士と測量士補及び1級建築士と2級建築士の資格者数のみ、同一人を重複計上することはできないものであること。</p> <p>・技術士及びRCCMの部門ごとの人数は、重複計上可能なものであること。</p> <p>・「総合技術監理（地質以外）」の欄は、「※技術士の部門ごとの人数」に掲げた選択科目のうち上下水道部門、応用理学部門、衛生工学部門に係るもの及び建設部門のうち選択科目が土質及び基礎であるものを除いた人数を計上すること。「総合技術監理（地質）」の欄は、建設部門のうち選択科目が土質及び基礎である者並びに応用理学部門のうち選択科目が地質である者を計上すること。</p>																							
26 受賞歴	<p>・建設コンサルタント業務等の成果物に関し、次の賞を受けている場合に受賞年と受賞名・表彰名コードを10件を限度に記載すること。</p> <p>・その際、2：更新の者は申請日の直前2年間の、1：新規の者は申請日の直前5年間の受賞歴を記載すること。</p>																							

コード	受賞名・表彰名
11	田中賞（(公社)日本土木学会）
12	建築学会賞（(一社)日本建築学会）
13	全建賞（土木）（(一社)全日本建設技術協会）
14	全建賞（建築）（(一社)全日本建設技術協会）

(18) 建設コンサルタント業務等入札参加資格調書（その2）【様式第9号の2】

「入札参加資格希望業種（コード）」の欄には、次の業種コードから選択して記載すること。

コード	業種	コード	業種
11	測量	52	補償関係建設コンサルタント （不動産鑑定）
21	土木関係建設コンサルタント	53	補償関係建設コンサルタント （土地家屋調査）
31	建築関係建設コンサルタント	54	補償関係建設コンサルタント （計量証明（振動））
32	建築関係建設コンサルタント （設備に限る。）	55	補償関係建設コンサルタント （計量証明（騒音））
41	地質調査	56	補償関係建設コンサルタント （計量証明（濃度））
51	補償関係建設コンサルタント （補償コンサルタント）	57	司法書士

(19) 年間委任状【様式第10号】

ア 年間委任状は、必要に応じて添付する書類になります。

イ ホームページから様式をダウンロードしてご利用ください。

ウ 委任状は、本社から契約等の権限を営業所や支店等に委任を行う場合、作成の上、提出する必要があります。

委任を行わない場合には、提出不要です。

(20) 営業所等の状況調書【様式第11号】

ア この書類は、必要に応じて添付する書類になります。

イ ホームページから様式をダウンロードしてご利用ください。

ウ 営業所の写真は別紙の台紙に貼り付け、状況調書裏面は利用しないでください。

エ 構成市（石岡市、かすみがうら市、小美玉市）内に本社（本店）以外の営業所（支店）が無い場合には、提出不要です。

オ 営業所等の状況調書に係る注意点について

項目	記載要領
1 所在地	・営業所等の欄には、営業所について記載すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、構成市（石岡市、かすみがうら市、小美玉市）内営業所が複数ある場合には、営業所ごとに作成すること。
2 営業所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の面積等について記載すること。
3 営業所の従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・法令による免許等の欄について、測量士や技術士など業務に関連する資格を記載すること。 ・営業所の資格者が10名を超える場合には、欄外に他〇名と記載する（1枚までであれば、任意様式を追加添付しても可）。

(21) 使用印鑑届【様式第12号】

- ア この書類は、必要に応じて添付する書類になります。
- イ ホームページから様式をダウンロードしてご利用ください。
- ウ 実印と使用印鑑が同じである場合、提出不要です。

(22) 印鑑証明書(写し可)

- ア 必ず添付する書類になります（写し可）。
- イ 申請日以前3か月以内の証明日のものを提出してください。

〈その他〉

◎ 審査完了通知の送付について

- ア 審査が完了した旨の通知を希望する場合、審査完了通知書の送付依頼書を必ず提出してください。
- イ 審査完了通知書に指定された FAX 番号またはメールアドレス宛に審査が完了した場合は受付印を押印した審査完了通知書を送付します。

9 書類の綴り方

- (1) 提出する書類は、順番にファイルに綴じて提出してください。
- (2) フラットファイルの色は、赤色系を使用してください。
- (3) 表紙と背表紙に、表題『令和7・8年度 建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書』と会社名を記載してください。

10 申請書提出後の留意事項

＜申請書類に不備がある場合＞

提出された申請書類に不備等がある場合には、電子メール又は電話により通知いたします。通知に従い、不足書類等の提出や申請内容の訂正を速やかに行ってください。

不足書類の提出や訂正が行われない場合や連絡がつかない場合、申請を認めない場合がありますのであらかじめご了承ください。

＜変更届出について＞

申請書提出後に、申請書類に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）」を

提出してください。

(1) 届出が必要な変更事項

ア 商号又は名称

イ 代表者の氏名

ウ 主たる営業所の所在地、郵便番号又は電話番号

エ 主たる営業所以外の営業所（県内に在するものに限る。）、所在地、郵便番号又は電話番号

オ 業務ごとの登録に係る登録番号

カ 業務ごとの登録の取消し、抹消若しくは消除又は失効

キ 営業の休止又は廃止

(2) 届出用紙及び添付書類

ア 変更届の様式は、組合のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.kohokukankyoushain.jp/tender.htm>

イ 変更届には、変更事項に応じて、次の書類を添付してください。

① (1) アからウまでの変更（郵便番号及び電話番号を除く。）については、登記簿抄本（又は謄本）の写し

② (1) (エ) については、営業所一覧表等の写し

(3) 提出方法

変更届は、確認書類と併せて郵送により提出してください。